⑦　当該年度における資産除去債務の総額の増減

期首残高	776,829,131円
時の経過による調整額	7,326,776円
見積りの変更に伴う増加額	2,242,080円
資産除去債務の履行による減少額	146,363,608円
期末残高	640,034,379円

（資産除去債務の見積りの変更）

当事業年度において、労働安全衛生法及び廃棄物処理法並びにＰＣＢ特別措置法に定められているＰＣＢの適正な処理の義務につき、新たにＰＣＢ含有機器が判明したため、資産除去債務の見積もりの変更を行っております。

⑵　資産除去債務のうち貸借対照表に計上していないもの

①　「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」及び「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」に定められている事業の廃止に伴う措置としての解体・除染・廃棄等の講ずべき義務、及びあらかじめ主務大臣への届出・認可の義務に基づき、施設の廃止等に係る債務を有しておりますが、これら施設の廃止措置の時期や計画については、主務大臣の認可が必要であり当機構のみの判断で決定することはできません。また、廃止措置に関する解体・撤去等の方法については研究開発途上段階にあり技術的に確立されているものではないことから、これらの債務履行に係る費用を合理的に見積ることができないため、⑴①で記載しているものを除き当該資産に係る資産除去債務を計上しておりません。

②　事業等用地の賃貸借契約や立地地域との協定等に基づく事業終了時又は退去時の建物等の原状回復義務を有しておりますが、現時点において原状回復に係る具体的な範囲及び方法が必ずしも明確でないこと、及び当該資産を使用する事業の終了予定はなく使用期間が明確ではないことから、これらの債務履行に係る費用を合理的に見積ることができないため、当該資産に係る資産除去債務を計上しておりません。

9．追加情報

⑴　高速増殖原型炉「もんじゅ」について

平成27年11月に原子力規制委員会が文部科学大臣に対して、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構に代わって「もんじゅ」の出力運転を安全に行う能力を有すると認められる者の特定等を勧告したことを受け、平成28年５月に文部科学省の有識者会合において「もんじゅ」の運営主体が備えるべき要件が報告書に取りまとめられております。

⑵　使用済燃料等多目的運搬船に係る負担金について

使用済燃料等多目的運搬船の使用終了に伴い、次年度以降に当該船舶の所有者に対し負担金として578,948,857円の支払いを予定しており、当期において負担金相当額を未払金に計上しております。なお、負担に関する変更協議が検討されており、負担金額が変更になる可能性があります。

⑶　厚生年金基金の代行返上について

当機構が加入する科学技術厚生年金基金においては、平成27年４月１日付で厚生労働大臣から厚生年金基金の将来期間の代行部分に係る支給義務の停止の認可を受けております。

厚生年金基金の代行返上に関し、当事業年度末日において測定された返還相当額（最低責任準備金）は18,221,776,798円であり、当該返還相当額（最低責任準備金）の支払が当事業年度末日に行われたと仮定して「退職給付会計に関する会計基準の適用指針」第46項を適用した場合に生じる行政サービス実施コスト計算書における、控除見込み額は△67,482,456,414円であります。

企画競争に関する公示

次のとおり企画提案書の提出を招請します。

平成28年11月７日

独立行政法人日本貿易保険

理事長　板東　一彦

1　業務概要

⑴　品目分類番号　71、27

⑵　業務名　次期貿易保険システム業務設計支援２　一式

⑶　業務内容　企画競争説明書による。

⑷　履行期限　平成29年６月30日

2　参加資格、選定基準及び評価基準

⑴　下記①、②及び③に該当しない者であること。

①　当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であって契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。

②　次の各号のいずれかに該当すると認められる者であって、その事実があった後二年を経過しない者。なお、代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、同様とする。

ア　契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者。

イ　公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者。

ウ　落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者。

エ　監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者。

オ　正当な理由がなくて契約を履行しなかった者。

カ　前各号のいずれかに該当する事実があった後二年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人、その他の使用人として使用した者。

③　上記②に該当する者を企画提案の代理人として使用する者。

⑵　経済産業省所管の契約に係る競争参加者資格審査事務取扱要領の特例を定める要領（昭和56年１月23日付け55会第543号）により、平成28・29・30年度経済産業省競争参加者資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「Ａ」、「Ｂ」もしくは「Ｃ」等級に格付けされている者であって関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者又は、当該競争参加資格を有していない者で、適合証明書の提出期限までに競争参加資格審査を受け、競争参加資格者名簿に登録され、当該競争参加資格を有する者であること。

⑶　企画競争説明書の交付を受け、かつ、企画競争説明会に出席し説明を受けた者であること。

⑷　その他

評価基準等は企画競争説明書による。

3　手続等

⑴　担当部署

〒101―8359 東京都千代田区西神田３―８―１　千代田ファーストビル東館２階　独立行政法人日本貿易保険情報システム室情報システムグループ　電話03―3512―7715

⑵　企画競争説明書の交付期間、場所及び方法

上記⑴又は下記⑶の企画競争説明会にて交付。

なお、企画競争説明書の交付及び企画競争説明会への出席は、独立行政法人日本貿易保険のホームページ（http://www.nexi.go.jp）に掲載した所定の機密保持誓約書に必要事項を記入し、代表者印を押印の上、提出した者のみとする。

機密保持誓約書（ＭＳ―Wordファイル29ＫＢ）